

第4回定時 株主総会 招集ご通知

日時

2021年3月25日（木曜日）
午前10時30分
（受付開始は午前9時30分を予定しております。）

場所

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議案

議案 監査役1名選任の件

＜新型コロナウイルス感染症への対応について＞
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、書面（郵送）による議決権行使をご推奨申し上げます。
本年は感染症拡大防止として座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数が少なくなるため、座席数を超えた場合はご入場をお断りさせていただくこととなりますのであらかじめご了承ください。



株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
日本ホスピスホールディングス株式会社
代表取締役社長 高 橋 正

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月24日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年3月25日（木曜日）午前10時30分 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第4期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第4期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項
議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jhospice.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jhospice.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防のため、当日ご出席の際は、本株主総会開催時点での状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本株主総会終了後、同会場において、事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

1. 経済状況

当連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言が発令されるなど感染拡大防止策に伴って経済活動が大幅に抑制された結果、景気の急速な悪化が進みました。各国でワクチン開発が進み、諸外国ではワクチン接種を開始され感染拡大防止に期待が寄せられていますが、世界レベルでの新型コロナウイルス感染収束が見通せず、経済の先行き不透明な状況が続いております。

2. 市場環境

当社グループの事業に関わる医療・看護・介護の環境につきましては、高齢者の増加と共に市場が拡大し需要が増加する一方で、社会保障費の抑制を目的として、病院を中心とした施設から在宅を中心とした医療へのシフトが進み、医療と介護の連携や地域単位でのケア体制の整備等が促進されると予想しております。

3. 2020年におけるホスピス施設の状況

このような状況の中、当社グループは「すべては笑顔のために」というコーポレートスローガンを掲げ、在宅での看取りを前提とした、在宅ホスピスの事業を推進してまいりました。当連結会計期間においては、以下のホスピス施設を開設又は増床いたしました。

会社名	名称	所在地	新設・増床
ナースコール株式会社	ナーシングホームOASIS藤が丘	名古屋市名東区	新設
カイロス・アンド・カンパニー株式会社	ファミリー・ホスピス茅ヶ崎ハウス	神奈川県茅ヶ崎市	新設
	ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス式番館	神奈川県小田原市	増床
	ファミリー・ホスピス江田ハウス	横浜市青葉区	新設

4. 新型コロナウイルス感染拡大による影響

a. 満床に至る過程にある施設（新規施設含む）

当社グループのホスピス施設は、その立ち上げ時期において、病院からの受け入れ（病院を退院してホスピスへ入居する利用者）割合が高いところに特徴があります。その後、時間の経過とともに、地域でのブランドイメージや評判が確立し、ケアマネージャーからの情報や、在宅療養者からの直接問い合わせが増えてまいります。

当第2四半期までは、この一連の流れが変わる事がなかったのですが、第3四半期から、新型コロナウイルス感染拡大による影響（病院の新規入院者数が減ったことで退院数が減少し、病院からの当社ホスピス施設への受入数が減少）が出始め、満床に至る過程にある施設利用者の月次増加率が当初計画より数%程度下回る結果となりました。

具体的には、満床に至る過程にある施設（＝病院からの受け入れが主流）であります、「ファミリー・ホスピス池上ハウス」「ファミリー・ホスピス二子玉川ハウス」「ファミリー・ホスピス茅ヶ崎ハウス」「ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス弐番館」「ファミリー・ホスピス江田ハウス」の5施設で、その影響を受けました。

既存施設も、同様の理由で病院からの受け入れ人数が減少しましたが、上述したとおり、既存施設は既に地域に根付いているため利用者の受け入れルートが分散していること、また、既に満床になっているので、入居したくても出来ない待機者数が一時的に減る事はあっても、満床であるため稼働率への影響はありませんでした。

b. 施設従業員がコロナ感染した事による影響

2020年12月14日付で公表したとおり、当社子会社施設に勤務する従業員が新型コロナウイルスに感染し、感染者及び濃厚接触者（いずれも従業員）が自宅待機となったため、医療及び介護の訪問算定を除外して対応せざるを得なかったこと（ご利用者への緩和ケアは本部所属の看護師及び介護士がサポートしているものの、当該施設所属の従業員でないため保険算定対象外）から、一時的に売上が減少しました。

5. 新規施設開設（ホスピスチーム作り）に向けた投資・先行費用

コロナ禍で看護師の流動性が高まっていることを受けて、第3四半期以降に来期以降の新規施設開設に備えて「ホスピスチーム作り」のコアとなる、ホスピス施設の施設長又は管理者候補若干名を前倒しで採用し、それに伴って教育研修も追加で実施していることから、人件費等が当初計画に比べて増加しました。

また、利用者情報ルートの多様化を立ち上げ時から実現すべく、営業ルートの対象拡大は勿論のこと、在宅療養者を含めた地域の潜在的なホスピス利用者とのコミュニケーションを支援し、入居につなげるための利用者情報の集積システムを導入し、さらに、優秀な

看護師の情報が転職マーケットに増加したため、採用事務の効率化と強化を目的として、求職者に関する人材情報を管理するためのシステムを導入した結果、デジタル投資費用が当初計画に比べて増加しました。

これらの状況に加えて、2019年から実施している教育・研修への投資成果が十分に表れていると考え、2021年12月期は、2020年2月13日付「中期経営戦略」において公表している施設開設数を上回る、「10」施設の開設を予定しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,916,896千円（前連結会計年度比17.2%増）、営業利益は358,512千円（同28.5%減）、経常利益は206,067千円（同46.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は107,060千円（同64.1%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、ホスピス施設の拡充を目的に、ホスピス施設を新規に開設するとともに、既存ホスピス施設へ効率的に設備投資を実施いたしました。当連結会計年度に当社が実施した設備投資額は、1,319,495千円となります。

なお、当連結会計年度中に開設及び増床した主要施設は以下のとおりであります。

会社名	名称	所在地	設備の概要
ナースコール株式会社	ナーシングホームOASIS 藤が丘	愛知県名古屋市名東区	ホスピス施設
カイロス・アンド・カンパニー株式会社	ファミリー・ホスピス茅ヶ崎ハウス	神奈川県茅ヶ崎市	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス式番館	神奈川県小田原市	ホスピス施設
	ファミリー・ホスピス江田ハウス	神奈川県横浜市	ホスピス施設

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、安定した資金確保のため、金融機関より長期借入金として300,000千円の調達を実施しました。また、当社は、効率的な運転資金及びホスピス施設建設資金の調達を行うため、当連結会計年度中に主要取引金融機関と総額810,000千円の当座貸越契約を締結いたしました。なお、これら全ての当座貸越契約にかかる当連結会計年度末における借入実行残高は227,060千円であります。

当連結会計年度中に、第1回及び第4回新株予約権の行使により98,000千円調達しました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第1期 (2017年12月期)	第2期 (2018年12月期)	第3期 (2019年12月期)	第4期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高(千円)	1,895,428	3,015,192	4,193,652	4,916,896
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△40,821	133,585	386,728	206,067
親会社株主に帰属 する当期純利益又は当期純 損失(△)(千円)	△60,490	149,456	297,894	107,060
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)(円)	△9.70	21.06	40.30	13.61
総資産(千円)	3,177,110	3,313,598	4,688,483	6,296,725
純資産(千円)	214,244	363,701	1,049,199	1,259,190
1株当たり純資産(円)	29.38	50.45	136.90	157.81

(注) 2019年1月14日開催の取締役会決議により、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (2017年12月期)	第 2 期 (2018年12月期)	第 3 期 (2019年12月期)	第 4 期 (当事業年度) (2020年12月期)
売 上 高(千円)	93,000	163,500	419,136	148,548
経 常 利 益(千円)	2,401	9,311	130,009	3,107
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	1,611	7,048	90,060	△5,049
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	0.25	0.99	12.18	△0.64
総 資 産(千円)	398,351	410,107	967,418	1,294,778
純 資 産(千円)	384,713	391,762	869,425	967,306
1株当たり純資産(円)	53.41	54.41	113.33	120.97

- (注) 1. 2019年1月14日開催の取締役会決議により、2019年1月31日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行いました。2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算出しております。
2. 当事業年度において、前事業年度比で売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益が減少した主たる要因は、連結子会社からの経営指導料収入の金額を変更したこと及び設計料収入が減少したことであります。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ナースコール株式会社	62,500千円	100.0%	在宅ホスピス事業
カイロス・アンド・カンパニー株式会社	35,000	100.0	在宅ホスピス事業

- (注) 当社の完全子会社であるナースコール株式会社及びカイロス・アンド・カンパニー株式会社は、2021年4月1日を効力発生日として、カイロス・アンド・カンパニー株式会社を存続会社、ナースコール株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、ファミリー・ホスピス株式会社に会社名を変更する予定です。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の項目を重要課題として認識し、取り組んでまいります。

① 事業展開のための人員の確保について

当社グループは、在宅ホスピス事業を展開するにあたり、看護師及び介護士の積極的な採用を行い、組織体制の強化及び質の高いケアサービスを提供することで、医療機関等をはじめとした地域医療との連携を図っていく方針であります。

また、末期がんやALS等の難病のケアには、高い専門性が求められることから、訪問看護又は訪問介護の経験の浅い看護師並びに介護士でも安心して働けるように、ベテラン看護師並びに介護士によるOJT制度による教育研修を行ってまいります。またそれと同時に、マネジメント研修等の管理職に対する教育体制の充実を図り、安定した人員の確保に努めてまいります。しかし、今後、必要とする看護師及び介護士の採用及び確保ができない場合、十分な研修等を実施できず、看護師及び介護士等の育成が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 訪問看護及び訪問介護に関する法的規制について

1. 訪問看護及び訪問介護の医療及び介護報酬に係るリスク

当社グループは、「医療保険制度」「介護保険制度」「障害者総合支援法」のそれぞれに基づく訪問看護及び訪問介護を行っております。このうち「医療保険制度」に基づく診療報酬は2年に1度、「介護保険制度」に基づく介護報酬は3年に1度の頻度で制度の改定が行われます。今後、診療報酬及び介護報酬の見直しにより、大幅な改定が行われた場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 訪問看護及び訪問介護等に必要な指定に係るリスク

当社グループは、訪問看護及び訪問介護を行うために「健康保険法」並びに「介護保険法」に基づく、各サービス事業者の指定を各都道府県知事から受けております。それぞれの指定には、資格要件、人員要件、設備要件及び運営要件が規定されており、これらの規定に従って事業を運営しております。

当社グループでは、看護師・介護士等の有資格者の入退社や新規施設の開設に伴い、自治体等の基準の確認及び変更に必要な届け出を怠らないよう細心の注意を払って運営しており、本書提出日現在、事業運営の継続に支障を来すような状況は生じておりません。しかしながら、これらの基準を遵守できなかった場合や診療報酬及び介護報酬等の不正請求が認められた場合には、指定の取消又は停止等の処分を受けるおそれがあります。特に

介護保険法に基づく各種指定について、当社グループ内のいずれかの会社が指定取消を受けた場合、当該会社において、指定取消から5年以内における新たな指定の取得及び介護サービス事業所としての更新が出来なくなります。その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 訴訟リスクについて

当社グループの看護師は、主治医の訪問看護指示書に基づいて訪問看護を行っており、訪問介護士はケアマネージャーの作成するケアプランに沿って訪問介護を行っております。また、当社グループでは、社内でのOJTによる研修をはじめとした教育研修の充実を図り、安全衛生管理に係る規程や各種の運営マニュアルを遵守することにより、事故防止や緊急事態の対応が出来るように取り組んでおります。しかしながら、従業員の人為的なミス又は不測の事態の発生等によって利用者の健康状態が悪化し、利用者、そのご家族又は主治医等からの信頼が失われる等により訴訟が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報の漏洩について

当社グループは事業を運営するにあたり、利用者あるいはそのご家族の重要な個人情報を取り扱っております。当社グループは、「個人情報保護規程」を制定し、個人情報については厳重に管理する等、様々な情報漏洩防止対策を講じていますが、万が一情報の流出等により、当社の信用が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 風評等の影響について

当社グループの事業は、利用者やそのご家族に限らず、行政や医療機関等との連携によって円滑な運営が可能になっているものと考えております。当社グループでは、安定的かつ質の高いサービスを提供するために、技術的な研修を行うとともに、企業方針を浸透させる等の教育を行っております。しかし、従業員の不祥事等何らかの事象の発生や、当社グループに関する不利益な情報や風評が広まった場合には、利用者、行政、医療機関等との関係が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 利用者の逝去、退去等について

当社グループは、行政や医療機関等との連携によって、安定的な利用者の確保に努めてお

り、当社グループのサービスは、高齢者の増加と共に市場が拡大し需要が増加している状況にあると認識しております。しかしながら、新規開設施設等において想定通り入居者が集まらない場合、ターミナルケアに特化した施設であることから、当社グループが想定する以上の入居者の逝去、退去等があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 差入保証金の返還について

当社グループは、ホスピス施設又は事務所等を賃借する場合に、契約時に賃貸人に対し保証金を差し入れている場合があります。当該保証金は期間満了等による契約解消時に契約に従い返還されることになっておりますが、賃貸人の経済的破綻等によりその一部又は全額が回収できなくなる可能性があります、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 賃貸借契約に係る解約違約金について

当社グループは、2018年1月以降に開設した一部のホスピス住宅施設に関しては、ホスピス施設を保有するオーナーと賃貸借契約の締結に際し、株式会社LAリビングソリューションズとの間で賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結しております。ホスピス住宅施設に係る賃貸借契約の中途解約時の解約違約金支払義務の免責を図っておりますが、賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結していないホスピス施設については、賃貸借契約に定められた期間満了日前に中途解約をした場合は、契約内容に従って多額の解約違約金の支払いが必要となります。何らかの理由によりホスピス施設の運営を中止し、多額の解約違約金を支払う場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 特定の取引先への依存について

当社グループは、3つのホスピス施設を株式会社ラ・アトレより賃借しており、同社のグループ会社であります株式会社LAリビングソリューションズと5つのホスピス施設に関して賃貸借契約の中途解約に関する契約を締結しております。また、同社のグループ会社であります株式会社LAアセットより2つのホスピス施設を賃借しております。当社グループとこれらの特定の取引先とは、これまで長年にわたり緊密かつ良好な関係にあり、今後もこれまでの取引関係を維持・発展させていく方針であります。特定の取引先の経営方針や業績に著しい変化等が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

⑩ 大規模な災害等の影響について

当社グループは、東京都、神奈川県及び愛知県にて事業展開を行っておりますが、大規模な地震、台風等の災害により、事業所建物や看護師、介護士及び利用者が損害を被った場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 有利子負債について

当連結会計年度末における有利子負債残高（リース債務を含む）は4,370,788千円、有利子負債依存度（リース債務を含む）は69.4%となっており、有利子負債依存度が高い状況となっております。そのため、金利水準が上昇した場合や、計画通りの資金調達が出来なかった場合には、支払利息が増加し、当社グループの事業展開のスピードが減速する等、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは事業資金の調達を行うに際し、取引金融機関との間でシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。本書提出日現在においては財務制限条項に抵触しておりませんが、今後抵触した場合には、該当する借入金の一括返済及び契約解除となるおそれがあり、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 特定経営者への依存について

当社の代表取締役社長である高橋正は、当社グループの経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。取締役会や経営戦略会議等において、役員及び社員への情報共有や権限移譲を進める等、組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由で同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合には、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 新株予約権行使の影響について

当社は、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、これらの新株予約権による潜在株式数は578,000株であり、発行済株式総数7,923,000株の7.3%に相当しております。

⑭ 配当政策について

当社グループは将来に向けた事業の拡大に向け、必要な人材の確保及び新規開設に係る設備投資等の先行投資を行うため、また迅速な経営に備えるために、内部留保の充実が重要であると認識しております。そのため、第1期、第2期及び第3期の配当金については無配としております。しかしながら、株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題の1つであることから、今後につきましては利益を確実に計上できる体制の確立を図ることによって財務体質の強化を行い、財政状態及び経営成績を勘案しながら、配当を実施していく方針であります。ただし、当社グループの業績が計画通り進展しない場合等、当社グループの業績が悪化した場合には、継続的に配当を行えない可能性があります。

⑮ 新型コロナウイルス感染拡大について

当社グループのホスピス施設は、その立ち上げ時期において、病院からの受け入れ（病院を退院してホスピスへ入居する利用者）割合が高いところに特徴があります。新型コロナウイルス感染拡大により、病院が新規入院者数を制限することにより、病院のベッド稼働率が低下した場合、病院から当社ホスピス施設への受入数が減少し、立上げ時期にあるホスピス施設の施設稼働率が低下する可能性があります。また、病院訪問の制限により、営業活動に支障をきたす可能性があります。

(5) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

事業区分	事業内容
在宅ホスピス事業	ホスピス住宅を中心としたホスピスケアサービスの提供

(6) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

名 称	所 在 地		
日本ホスピスホールディングス株式会社	本 社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
ナースコール株式会社	本 社	愛知県名古屋市千種区池下一丁目11番21号	
	事業所	ナーシングホームJAPAN	愛知県名古屋市千種区上野一丁目2番7号
		ナーシングホームOASIS	愛知県名古屋市東区山口町2番18号
		ナーシングホームOASIS南	愛知県名古屋市南区汐田町1番14号
		ナーシングホームOASIS北	愛知県名古屋市北区西味鏡一丁目111番地
		ナーシングホームOASIS知立	愛知県知立市東上重原二丁目73番地
		ナーシングホームOASIS志賀公園	愛知県名古屋市北区西志賀町五丁目24番地
ナーシングホームOASIS藤が丘	愛知県名古屋市名東区明が丘79番地		
カイロス・アンド・カンパニー株式会社	本 社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	事業所	ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス	神奈川県小田原市西酒匂二丁目5番10号
		ファミリー・ホスピス本郷台ハウス	神奈川県横浜市栄区小菅ヶ谷三丁目31番6号
		ファミリー・ホスピス四之宮ハウス	神奈川県平塚市四之宮二丁目23番19号
		ファミリー・ホスピスライブクロス	東京都府中市是政二丁目38番9号
		ファミリー・ホスピス成瀬ハウス	東京都町田市金森東四丁目1番36号
		ファミリー・ホスピス池上ハウス	東京都大田区仲池上一丁目33番9号
		ファミリー・ホスピス東林間ハウス	神奈川県相模原市南区東林間六丁目17番3号
		ファミリー・ホスピス二子玉川ハウス	東京都世田谷区玉川三丁目39番9号
		ファミリー・ホスピス茅ヶ崎ハウス	神奈川県茅ヶ崎市室田三丁目2番70号
		ファミリー・ホスピス鴨宮ハウス式番館	神奈川県小田原市西酒匂二丁目5番18号
ファミリー・ホスピス江田ハウス	神奈川県横浜市青葉区荏田北三丁目3番11号		

(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
440 [309] 名	94名増 [36名増]

- (注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、年間の平均人員を1人未満は切り捨て [] 外数で記載しております。
3. 従業員数の増加の主な要因は、ホスピス施設3施設を新規開設したこと及び既存1施設を増床したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4 [—] 名	12名減 [2名減]	47.8歳	2.0年

- (注) 1. 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除いている。）は、年間の平均人員を1人未満は切り捨て [] 外数で記載しております。
3. 従業員数の減少の主な要因は、当社グループ内の組織変更による人員配置の最適化によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	536,184千円
株式会社りそな銀行	317,556
株式会社三井住友銀行	250,000
株式会社三菱UFJ銀行	40,000

- (注) 上記の額には、シンジケートローン契約による以下の借入金を含みます。
- 株式会社りそな銀行 317,556千円
- 株式会社静岡銀行 211,704千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 28,000,000株

② 発行済株式の総数 7,923,000株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は296,000株増加しております。

③ 株主数 2,122名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
J-STAR二号投資事業有限責任組合	2,647千株	33.4%
MIDWEST MINATO, L.P.	988	12.5
Pacific Minato II, L.P.	917	11.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	491	6.2
高橋 正	248	3.1
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	212	2.7
GOVERNMENT OF NORWAY	197	2.5
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	165	2.1
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	160	2.0
DEUTSCHE BANK AG, SINGAPORE A/C CLIENTS (NON TREATY)	154	2.0

(注) 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は自己株式 (187株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高 橋 正	
常務取締役	加 藤 晋一郎	管理本部長
取 締 役	荒 川 暁	J-STAR株式会社 パートナー 株式会社プラティア 社外取締役 株式会社三和サービス 社外取締役 株式会社いろはにほへと 社外取締役 WOLVES Hand株式会社 社外取締役
取 締 役	田 村 恵 子	京都大学大学院 医学研究科 教授
常 勤 監 査 役	本 田 凜太郎	職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会 理事 株式会社グローバルトラストネットワークス 社外監査役
監 査 役	林 高 史	グラーティア税理士法人 代表パートナー 林公認会計士事務所 代表パートナー 日邦産業株式会社 監査等委員である取締役 株式会社Kips 取締役 日本プラスト株式会社 社外取締役
監 査 役	加 藤 由 美	アレグレット法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役荒川暁氏及び取締役田村恵子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役林高史氏及び監査役加藤由美氏は、社外監査役であります。
3. 監査役林高史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 2020年3月26日開催の第3回定時株主総会の終結の時をもって、洪雄吾氏、三重野真氏、梅田恵氏は任期満了により退任し、当社の執行役員に就任しております。
5. 2020年3月26日開催の第3回定時株主総会において、田村恵子氏が取締役に新たに選任され、2020年4月1日付で就任いたしました。
6. 当社は、取締役田村恵子氏、監査役林高史氏、監査役加藤由美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	44,730千円 (930)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	8,850 (4,650)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	53,580 (5,580)

- (注) 1. 上記には、2020年3月26日付で退任した取締役3名を含み、無報酬の取締役1名（うち社外取締役1名）を除いております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の臨時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年11月22日開催の臨時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役荒川暁氏は、J-STAR株式会社のパートナーであり、株式会社プラティア、株式会社三和サービス、株式会社いろはにほへと及びWOLVES Hand株式会社の社外取締役であります。J-STAR株式会社と当社との間には取引関係はありませんが、J-STAR株式会社は、当社の発行済株式総数の33.4%を保有する「J-STAR二号投資事業有限責任組合」の無限責任組合員であります。その他の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役田村恵子氏は、京都大学大学院医学研究科の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役林高史氏は、グラーティア税理士法人及び林公認会計士事務所の代表パートナーであり、日邦産業株式会社の監査等委員である取締役、株式会社Kipsの取締役、日本プラスト株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加藤由美氏は、アレグレット法律事務所に所属する弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
社外取締役 荒川 暁	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回に出席いたしました。投資家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
社外取締役 田村 恵子	当事業年度に開催された取締役会22回のうち15回に出席いたしました。がん専門看護師及び大学教授としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役 林 高史	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役 加藤 由美	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,800

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、監査法人との協議の上で、監査役会の同意を踏まえて報酬額を決定しております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑥ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況
該当事項はありません。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		流動負債	1,050,718
流動資産	1,824,814	短期借入金	227,060
現金及び預金	959,456	1年内返済予定の 長期借入金	202,960
売掛金	775,379	リース負債	57,203
その他	89,978	未払費用	55,268
固定資産	4,471,911	未払り	308,965
有形固定資産	3,617,822	未払法人税等	131,531
建物及び構築物	146,897	賞与引当金	9,273
機械装置及び運搬具	10,665	その他の負債	16,285
工具、器具及び備品	83,209	固定負債	42,170
土地	227,600	長期借入金	3,986,816
リース資産	3,289,732	繰延税金負債	713,720
建設仮勘定	237,924	繰延税金負債	3,169,845
減価償却累計額	△378,205	繰延税金負債	1,260
無形固定資産	525,117	繰延税金負債	101,991
のれん	509,927	負債合計	5,037,535
その他	15,189	(純資産の部)	
投資その他の資産	328,970	株主資本	1,250,354
繰延税金資産	20,324	資本剰余金	343,930
その他	308,646	利益剰余金	701,736
資産合計	6,296,725	自己株	205,083
		新株予約権	△395
		純資産合計	8,835
		負債純資産合計	1,259,190
			6,296,725

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,916,896
売上原価		4,056,693
売上総利益		860,203
販売費及び一般管理費		
役員報酬	65,253	
給料及び手当	110,085	
賞与引当金繰入	7,541	
法定福利費	24,488	
租税公課	114,094	
のれん償却	55,872	
その他	124,355	501,690
営業利益		358,512
営業外収益		
受取利息	8	
助成金収入	1,986	
業務委託料	1,203	
受取保証料	720	
その他	599	4,519
営業外費用		
支払利息	156,964	156,964
経常利益		206,067
税金等調整前当期純利益		206,067
法人税、住民税及び事業税	56,842	
法人税等調整額	42,164	99,007
当期純利益		107,060
親会社株主に帰属する当期純利益		107,060

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	1,129,357	流動負債	176,212
現金及び預金	237,385	一年以内返済予定の金	100,000
売掛金	118,800	長期借入金	40,000
関係会社短期貸付金	690,000	未払費用	12,189
その他	83,172	未払引当金	14,622
固定資産	165,420	賞与引当金	5,430
有形固定資産	6,520	その他	400
建物附属設備	6,107	固定負債	3,569
工具器具備品	4,384	長期借入金	150,000
減価償却累計額	△3,970	繰延税金負債	1,260
無形固定資産	6,490	負債合計	327,472
投資その他の資産	152,410	(純資産の部)	
関係会社株式	132,695	株主資本	958,471
差入保証金	19,714	資本金	343,930
資産合計	1,294,778	資本剰余金	521,265
		資本準備金	343,930
		その他資本剰余金	177,335
		利益剰余金	93,670
		その他利益剰余金	93,670
		繰越利益剰余金	93,670
		自己株式	△395
		新株予約権	8,835
		純資産合計	967,306
		負債純資産合計	1,294,778

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	148,548
売 上 原 価	-
売 上 総 利 益	148,548
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	151,083
営 業 損 失	2,534
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5,385
業 務 受 託 料	1,203
そ の 他	252
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,199
経 常 利 益	3,107
税 引 前 当 期 純 利 益	3,107
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,150
法 人 税 等 調 整 額	5,006
当 期 純 損 失	5,049

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

日本ホスピスホールディングス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒井	巖	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴田	直子	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ホスピスホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ホスピスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

日本ホスピスホールディングス株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 直子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ホスピスホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
 - (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月26日

日本ホスピスホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	本 田	凜 太 郎	㊟
社 外 監 査 役	林	高 史	㊟
社 外 監 査 役	加 藤	由 美	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役本田凜太郎氏は辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
小 木 曾 善 信 (1946年10月23日)	1970年4月 新日本証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 1988年11月 同社公開引受部長・大阪引受部長 1995年5月 新日本ファイナンス株式会社 審査・投資部長 2000年1月 小木曾事務所 代表 2012年9月 株式会社OKINAWA-J adviser 取締役 2019年7月 エス・イー・シーエレベーター株式会社 顧問(現任)	一株
(監査役候補者とした理由) 候補者は、内部監査部門に関する豊富な経験・識見を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査役として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としたものであります。		

- (注) 1. 候補者は新任候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 候補者が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年4月更新の予定です。本議案でお諮りする候補者については、選任後被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けていないが法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールD5

- 交通
- J R 「有楽町」駅 国際フォーラム口より 徒歩3分
 - J R 「東京」駅 丸の内南口より 徒歩5分
(京葉線・東京駅 4番出口より地下1階にて連絡)
 - 東京メトロ 有楽町線「有楽町」駅 徒歩3分
(D5出口より地下1階にて連絡)



- ◎株主総会終了後、同会場において、事業説明会を開催いたしますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会へご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。
- ◎当社スタッフは検温を含め体調を確認の上、マスク着用にて対応させていただきます。また、株主総会にご出席される株主様におかれましても、本株主総会開催時点での状況やご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。